

全タク連発第165号
令和2年2月14日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、数度に亘り周知をしているところですが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者への感染が確認されました。

本件を受けて、今般、国土交通省自動車局安全政策課長から全タク連に対し、新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について別紙のとおり依頼がありました。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し、始業点呼時に、運転者に疲労、疾病等の体調を申告させる等により、運転者の健康状態を確実に把握するとともに、感染予防対策が取れていることをあわせて確認すること、さらに、利用者に対してもチラシ（令和2年2月7日付け全タク連発第161号等を参照）の掲示・配布等により感染予防対策の実施に協力頂くよう、周知徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう併せて周知徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染予防対策の参考として平成21年に新型インフルエンザが流行した際に全タク連が作成した「ハイタク事業におけるインフルエンザ感染防止対策」を別添としておりますのでご活用ください。

国自安第174号
令和2年2月13日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策をお願いしているところですが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、始業点呼時に、運転者に疲労、疾病等の体調を申告させる等により、運転者の健康状態を確実に把握するとともに、感染予防対策が取れていることをあわせて確認するよう、さらに、利用者に対してもチラシの掲示・配布等により感染予防対策の実施に協力頂くよう、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して、再度、周知をお願いします。

ハイ・タク事業における 新型インフルエンザ感染防止対策

平成21年10月
全国ハイヤー・タクシー連合会

正しい予防と対応でお客様や従業員と家族を
新型インフルエンザから守りましょう！

- ・ 新型インフルエンザ(A/H1N1)については、本年5月に国内感染が確認され、8月には流行シーズンに入ったものとされました。国内の感染者及び死亡者は引き続き増加傾向にあり、秋冬に向けた大量の感染者発生が懸念されています。
- ・ 大流行に備え、それぞれの事業者がお客様や従業員と家族の生命の安全を第一に考え、感染拡大防止の対策を実施する必要があります。マスクの着用、手洗いの励行などによる感染予防策の徹底や、感染の疑いや心配のある従業員を出勤させないなどの対策を行いましょう。
- ・ 何ら対策を行わなければ、お客様や従業員や地域社会の安全を危機にさらし、会社が社会的批判を浴びる可能性さえあります。
- ・ 大流行により、数週間から数ヶ月間業務が縮小または中断する可能性があり、最悪の場合、事業の継続が困難となり「倒産の危機」に直面する危険性があります。あらかじめの備えをしておくことで、倒産の危機の可能性は大きく変わると見込まれます。
- ・ 本マニュアル案は、タクシー事業者の自主的な感染防止対策等の検討や対応マニュアルの策定にあたり、参考となると考えられる内容を示したものです。
- ・ 本マニュアル案で紹介する感染防止対策を実施したとしても、感染の可能性が完全になくなるわけではありませんが、出来ることから丁寧に実践していくことが重要です。対応を先送りせず、今から準備にとりかかってください。
- ・ 新型インフルエンザがまん延した場合、公共交通機関であるタクシーは、営業活動の制限が同時に国民生活全体の水準の低下につながるため、社会的責任の観点からも事業の継続について検討しておくことが望まれます。事業継続計画の策定にあたっては、「国土交通省 新型インフルエンザ感染防止対策等について・新型インフルエンザ対応マニュアル作成の手引き」(<http://www.mlit.go.jp/common/000049511.pdf>)等を参照してください。

I. 新型インフルエンザ（A／H1N1）とは

1. 豚由来の新型インフルエンザ

一般的な意味での「新型インフルエンザ」とは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、国民の大多数が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを言います。しかし、ここで言う「新型インフルエンザ」とは、本年5月以降国内で発生している豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）のことを指します。

2. 新型インフルエンザの特徴

新型インフルエンザは、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多くあります。潜伏期間は1～7日とされています。

また、症状も突然の発熱、咳、咽頭痛、倦怠感に加えて、鼻汁、頭痛など季節性インフルエンザと類似していますが、季節性インフルエンザに比べて、下痢などの消化器症状が多い可能性が指摘されています。

更に、慢性呼吸疾患、慢性心疾患、糖尿病などの代謝性疾患、腎機能障害、ステロイド内服による免疫機能不全などの持病がある場合には、状況により重症化するリスクが高くなることがあるとされています。妊婦、乳幼児、高齢者についても、重症化する可能性が報告されています。

3. 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの主な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできていませんが、飛沫感染、接触感染が主な感染経路として推測されています。

【飛沫感染】

- ・咳やくしゃみなどで排泄されるウイルスを口や鼻から吸い込むことによる感染。
- ・咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中では1～2m以内しか到達しないとされています。

【接触感染】

- ・ウイルスが付着した手で触れた机、ドアノブ、スイッチなどに別の人が触れ、自分の鼻や口、目をさわることによる感染。

Ⅱ. 一般的な感染防止対策

1. 手洗い、うがいの励行

ウイルス感染予防のためには、うがい、手洗いをしっかりすることが重要です。うがいは、口の中を清浄にすることから有効な方法であり、手洗いは、手指に付着したウイルスを除去するため有効なことから、両者とも感染予防の基本とされています。

- ・職場内におけるうがい・手洗い・手指消毒に関する指導を徹底する。
- ・手洗いについて、具体的な手洗いの方法を図示したポスター、チラシを手洗所に備え付ける。
- ・職場内において、手指消毒が行えるように速乾性消毒アルコール製剤を備え付ける。

【手洗いの留意事項】

- ・手を流水で軽く洗う
- ・石けんを使用するときは液体石けんを使用する。
 - ①手を洗うときは、時計、指輪をはずす。
 - ②爪は短く切っておく。
 - ③手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
 - ④使い捨てのペーパータオルを使用することが望ましい。
 - ⑤水道栓は洗った手でなく、手を拭いたペーパータオル等で止める。
 - ⑥手を完全に乾燥させる。

【禁止すべき事項】

- ・溜まり水を使用した手洗い
- ・布タオルの共同利用

2. マスクの着用

感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できないとされています。うがい・手洗い等の感染防止策を併せて行いましょう。

一方で、インフルエンザ様症状のある人のマスク着用について

は、咳やくしゃみによる飛沫に含まれたウイルスの飛散を相当程度減少させることが期待できます。従って、咳・くしゃみの場合又は上記2のようなインフルエンザ様症状のある場合にやむを得ず外出するような場合には、飛沫感染を防止するためにマスクを着用することが必要です。

相談事例

Q：インフルエンザ感染防止のため、乗務員にマスクを着用させる必要があるでしょうか。

A：感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できません。しかし、本年5月に国内感染者が出始めた地域でマスクを着用していない乗務員が「この会社はマスクも用意していないのか」と、お客様にお叱りを受けた事例がありました。

また、同じ時期に感染者が見つかっていない地域では、乗務員がマスクをしていると、インフルエンザを警戒して乗ってくれなかった事例もありました。

地域によって、またお客様個人によってマスクに対する考え方は違うものです。

したがって、一概に是非は言えませんが、乗務員にマスクを着用させるに当たっては、乗務員が「会社の方針で、全乗務員がマスクをしております」などと説明したり、車内に「インフルエンザ感染防止のために乗務員がマスクを着用しています」等の掲示をしておくなど、お客様に不安を抱かせないような工夫が必要であると考えます。

3. 咳エチケットの徹底

- ・周囲の人からなるべく離れてください。
咳やくしゃみのしぶき(飛沫)は約2メートル飛ぶと言われていています。
- ・咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。
他の人にしぶき(飛沫)をかけないように心がけましょう。

マスクをしていない場合には、ティッシュなどで口と鼻を覆うことも大切です。使ったティッシュはすぐにゴミ箱へ捨てましょう。

- ・咳やくしゃみを抑えた手を洗いましょう。
- 咳やくしゃみを手で覆ったら、手を石鹸で丁寧に洗いましょう。
- ・マスクを着用してください。
- 咳、くしゃみが出ている間はマスクを着用しましょう。
- 使用後のマスクは放置せず、ゴミ箱に捨てましょう。

4. インフルエンザワクチンの接種

新型インフルエンザワクチンは、確保できるワクチンの量が限られており、医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者などが優先的に、接種されることとなっています。

一方で、季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待できます。

また、新型インフルエンザと従来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できますので、副反応のリスクはありますが、計画的に接種するようにしましょう。

Ⅲ. インフルエンザ対策会議の設置

1. インフルエンザ対策会議

経営者は、営業所長、総務部長等の各部門の責任者を構成員とする対策会議を設置し、必要に応じてインフルエンザ対策担当部門を設置します。

① 各部門の責任者は、インフルエンザ関連情報の収集や欠勤者数等の社内状況の把握に努めるとともに、社内の司令塔として適切な指示を出し、お客様及び従業員への感染防止対策の実施を図るようにします。

② 責任者がインフルエンザに感染した場合を考慮し、副責任者を指名しておきましょう

2. 対策会議で決めておくべき事項

① インフルエンザ感染予防対策者を決めて、従業員の連絡を一本化する

② 職場及び車両で使う「手洗い用石けん」、「速乾性消毒アルコール製剤」、「マスク」、「除菌洗剤」などを安定確保する。

- ③ 体温計を用意し、勤務中に体調不良を訴えた乗務員の体温測定を義務付ける。
- ④ 従業員及びその家族にインフルエンザ感染の疑いがある者が出た場合の基本方針を職場ごとに決定しておく。
 - * 家族に感染の疑いがある場合
「自宅待機か、様子を見ながら出勤か」
 - * 本人に感染の疑いがある場合
「自宅療養期間」（通常は発熱から7日間）

IV. 具体的な感染防止対策

お客様は、電車やバスなどと比べて、タクシーの方が個別輸送であるため、感染リスクが低いと考えてご乗車いただくことがあります。タクシー車内の消毒をこまめに行うなど、お客様への感染防止を第一に考え、以下のような対策を講じましょう。

1. 自宅～出勤

- 起床時に検温及び体調のチェックを行いましょう。
だるい、吐き気、発熱等の体調に異常があったら無理に出勤せず、会社へ連絡を入れ、指示を受けましょう。
- 家族がインフルエンザに感染又は発熱等の症状がある場合、会社へ連絡を入れ、指示を受けましょう。
- 電車、バスなどの公共交通機関での感染を防ぐため、時差出勤を検討しましょう。
- 自家用車、自転車等の通勤手段の見直しを図りましょう。
(通勤手段を変更する際には、必ず会社と相談の上、行いましょう。)
- 咳、くしゃみ等がある場合は、マスクを着用しましょう。

2. 出勤～点呼

- 出勤した後は、うがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 運行管理者は、対面で点呼をする際、2m以上の距離を保持するよう努めましょう。
- 運行管理者は、乗務員を良く観察し、体調の不良を認めた場合は、無理に乗務させずに様子を見て、発熱等の症状があれば発熱相談センターに電話をして相談しましょう。
- 運行管理者は、乗務員に対しインフルエンザ対策として、うがい・手洗い・手指消毒、車内の消毒等を徹底させましょう。
- アルコールチェッカーは、使用前、使用後に消毒しましょう。

- タクシーに消毒用アルコール製剤等が常備されているか確認しましょう。
- 日常点検時（運行前）に車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等の頻繁に手が触れる部分を消毒しておきましょう。

3. 乗務中

- 咳やくしゃみをしているお客様を乗せた後は、手すりやドア付近など、お客様がさわった可能性があるところや防犯仕切板など、咳くしゃみの飛沫が付着しそうなところをアルコール製剤等で消毒を行いましょう。また、うがい・手洗い・手指消毒を行い、車内の空気を換気しましょう。
- 通常の営業中に際しても、時間を決めて定期的に車内の消毒、換気及びうがい・手洗い・手指消毒を励行しましょう。
- 食事の前にも必ずうがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 乗務中に発熱や体調不良を認めた時は、無理をせず会社へ連絡を入れ、帰庫するようにしましょう。

4. 帰庫～帰宅時

- 帰庫後は、必ずうがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等の頻繁に手が触れる部分や防犯仕切板など、咳くしゃみの飛沫が付着しそうなところの消毒を行いましょう。
- 納金が済んだ時もうがい・手洗い・手指消毒をしましょう。現金は、多くの方が触れるものですから、ウィルスが付着している可能性があります。
- 帰宅する際は、通勤時間帯を避けるように努めましょう。

5. 明け番、休日

- 明け番、休日は、しっかりと睡眠をとり、休養に努めましょう。
- 外出の際は、人混みを避け、なるべく感染の機会を減らす努力をしましょう。

6. 職場内

- 総務担当者等は、マスクや消毒液等の衛生用品の必要数を確保し、欠品がないよう計画を立てて備蓄をしておきましょう。
- 衛生管理者等は、社内の清掃に努め、トイレ、洗面台などの消毒を頻繁に行うように指導監督しましょう。
- うがい・手洗い・手指消毒等のポスター等を社内に掲示し、

周知徹底を図りましょう。

- 営業所、事業所の入り口等に手指消毒が行えるように消毒用アルコール製剤を設置しておきましょう。
- うがい用のコップ等は共用しないで、個人のものを用意するか、紙コップ等を使用しましょう。
- 洗面や手洗いに使うタオル等も個人のものを用意しましょう。
- 咳やくしゃみがある場合は、マスクを着用し、なるべく風呂や仮眠所等を使用しないようにしましょう。
- ドアノブやエレベーターのボタン、階段のてすり、照明のスイッチ等はこまめに消毒するようにしましょう。
- 電話の受話器、共用パソコンのマウス等も消毒を行いましょ
う。

V. 乗務員、社員が感染した場合の対応

乗務員等が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合、当該乗務員に対して感染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧め、休暇を取らせましょう。また、当該職員等が使用した車両、机、電話、パソコンなどについて消毒を徹底しましょう。

VI. 終わりに

インフルエンザに感染した場合の「受診と療養の手引き」（抜粋）及び「新型インフルエンザに関連して労働者を休業させる場合の労働基準法上の問題に関するQ & A」をご紹介します。詳細は厚生労働省HPを参照してください。

また、インフルエンザの関連情報は、厚生労働省の他、都道府県、市区町村のHPにも掲載され、日々更新されています。常に最新情報の把握に努め、対策を進めてください。